（上席調査官及び調査官）

第二百三十四条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席調査官百八十一人以内及び調査官四百十七人以内を置く。

［２・３　略］

（国有財産総括専門官）

第二百四十八条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部）に、国有財産総括専門官六十二人以内を置く。

２　［略］

（上席国有財産管理官及び国有財産管理官）

第二百五十条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部及び管財第二部）に、上席国有財産管理官八十六人以内及び国有財産管理官三百五十八人以内を置く。

［２・３　略］

（業務部の所掌事務）

第二百六十五条　業務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十七　略］

十八　外国における経済上の連携に係る関税及び税関行政に関する情報の提供に関すること。

２　［略］

（総務部に置く課等）

第二百六十八条　総務部に、次に掲げる課及び室を置く。

総務課

人事課（東京税関を除く。）

人事第一課（東京税関に限る。）

人事第二課（東京税関に限る。）

会計課（東京税関を除く。）

会計第一課（東京税関に限る。）

会計第二課（東京税関に限る。）

企画調整室（函館税関を除く。）

AI・DX推進センター室（東京税関に限る。）

システム企画調整室（函館税関及び長崎税関を除く。）

税関広報広聴室（函館税関及び長崎税関を除く。）

２　前項に掲げる課及び室のほか、各税関の総務部に、厚生管理官それぞれ一人を、東京税関の総務部に、総括システム企画調整官一人を置く。

（人事課、人事第一課及び人事第二課の所掌事務）

第二百七十条　［略］

２　人事第一課及び人事第二課を置く場合においては、それぞれの課は、財務大臣の承認を受けて税関長の定めるところにより、前項に規定する事務を分掌する。

（会計課、会計第一課及び会計第二課の所掌事務）

第二百七十一条　［略］

２　会計第一課及び会計第二課を置く場合においては、それぞれの課は、財務大臣の承認を受けて税関長の定めるところにより、前項に規定する事務を分掌する。

（上席調査官及び調査官）

第二百三十四条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席調査官百七十九人以内及び調査官四百十一人以内を置く。

［２・３　同上］

（国有財産総括専門官）

第二百四十八条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部）に、国有財産総括専門官六十人以内を置く。

２　［同上］

（上席国有財産管理官及び国有財産管理官）

第二百五十条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部及び管財第二部）に、上席国有財産管理官八十六人以内及び国有財産管理官三百四十四人以内を置く。

［２・３　同上］

（業務部の所掌事務）

第二百六十五条　業務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十七　同上］

［号を加える。］

２　［同上］

（総務部に置く課等）

第二百六十八条　総務部に、次に掲げる課及び室を置く。

総務課

人事課

会計課

企画調整室（函館税関及び長崎税関を除く。）

AI・DX推進センター室（東京税関に限る。）

システム企画調整室（函館税関及び長崎税関を除く。）

税関広報広聴室（函館税関及び長崎税関を除く。）

２　前項に掲げる課及び室のほか、函館税関、東京税関、横浜税関、名古屋税関、大阪税関、神戸税関及び門司税関の総務部に厚生管理官それぞれ一人を、東京税関の総務部に総括システム企画調整官一人を置く。

（人事課の所掌事務）

第二百七十条　［同上］

２　長崎税関の総務部人事課は、前項各号に掲げる事務のほか、第二百七十五条各号に掲げる事務をつかさどる。

（会計課の所掌事務）

第二百七十一条　［同上］

［項を加える。］